

○質問事項一覧

質問番号	質問内容	質問の視点	資料
1	<p>総論</p> <p>まず、対象となった5件の工事に関して、元職員が最低制限価格を知ったのはどういった方法が考えられるか、いくつかの可能性が考えられると思いますが、市の検討で可能性があると考えられたものを具体的に教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どこに穴があったかの分析が必要ですが、まずは、実務をされておられる皆さんの意見を参考にさせていただきたい。</li> <li>実際に行われた方法以外の穴もふさぐ必要がある。</li> <li>皆さんが普段行っている具体的な業務処理の手順等がわかりにくいので、それも知りたい。</li> </ul>	<p>資料①-1 (契約課)</p> <p>資料①-2 (まなび舎整備室)</p>
2	<p>仕事の流れ</p> <p>5件の工事について(5件とも同じ流れであればその一つ、またはモデルのもので結構です)設計金額や予定価格や最低制限価格が記載されている書類やデータメールの現物のコピーをください。そしてそれらが作成されたり、決裁や決定関与の閲覧合議を受けたり、積算確認を受けたりする事務の流れを示してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような書類等があるのか。</li> <li>誰がその書類を目にするのか。</li> <li>そしてどのように流れるのか具体的な事実を確認する必要がある。</li> </ul>	<p>資料②-1 (まなび舎整備室)</p> <p>「契約依頼フロー」</p> <p>資料②-2 (契約課)</p> <p>「契約の流れ」</p> <p>資料②-3 (契約課)</p> <p>「電子入札の仕組み」</p>
3	<p>設計金額算定のルール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計金額の算定についてどのようなルールで算定するようになっているのでしょうか？</li> <li>積算能力が十分な事業者であれば予定価格、最低制限価格の間の価格で入札できるような仕組みになっているのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、土木工事では数量発注で金抜き設計書を入札参加者に示し、建設工事では図面発注でおよその数量を入札参加者に示された図面で積算できるようになっていると認識していますが、5件の入札事案であまりにかい離があるものがあるので理由を知りたい。</li> </ul>	<p>資料③-1 (契約課)</p> <p>「設計金額算定のルール」</p> <p>添付資料データ① (契約課)</p>
4	<p>最低制限価格積算ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低制限価格算出のルールは公表されているのですか。そのルールを教えてください。</li> </ul>	<p>公表されており、積算能力が十分な事業者であれば最低制限価格もある程度計算できると考えられるので、そのことの確認のため</p>	<p>資料④-1 (契約課)</p> <p>「予定価格の事前公表・事後公表の経緯(国)」</p> <p>資料④-2 (契約課)</p> <p>「枚方市の入札・契約制度の変遷」</p> <p>資料④-3 (契約課)</p> <p>「枚方市最低制限価格の設定に関する要綱」</p>
5	<p>ブロックシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メール、データ等へのアクセス・閲覧・プリントアウト・コピー等を行った履歴が記録に残るのですか。</li> <li>履歴が記録されるようなシステムとすることは可能でしょうか？</li> </ul>	<p>コンピューターシステム上での情報漏えいのブロックや監視などの可能性</p>	<p>資料⑤ (情報推進課)</p>
6	<p>入札方式</p> <p>資料8, 8ページ「5.入札方式について」 近隣市、大阪府の入札方式(特に(簡易型を含めて)総合評価の導入状況)の設定状況について教えてください。また、枚方市において各入札方式を採用した数、落札率のデータ(可能なら過去数年分)もお願いします。</p>	<p>他市と比較して入札方式がどのように異なるのかについての相対的な把握および入札方式変更の可能性について調べるため</p>	<p>資料⑥-1 (契約課)</p> <p>「入札方式別落札率」</p> <p>資料⑥-2 (契約課)</p> <p>「他市照会回答一覧」</p>
7	<p>情報へのアクセス可能な職員の範囲</p> <p>(5件および他の件について)設計金額および予定価格について、その情報にアクセスできる職員はどのような範囲ですか(たとえば、部、課、決済ライン上の職員)。適法にアクセスできるもののほか、アクセスするのは違法(地方公務員法・刑法違反等)である可能性のあるものについてもお願いします。それらの人数は何人くらいですか。鍵(金庫)やパスワード等(データ)で管理されているものはありますか。</p>	<p>どこに穴があるのか、および設計金額、予定価格の漏洩を回避するために必要な措置を設けるべき範囲を確認するため。個別の地方公務員法違反等を調査する趣旨ではなく、違反行為がなされることを前提としてもこのような事態が起こらない措置を講ずる方法を探すため。</p>	<p>資料⑦-1 (まなび舎整備室)</p> <p>資料⑦-2 (契約課)</p>
8	<p>他の自治体の状況</p> <p>設計金額および予定価格について、近隣市、大阪府等では、どのように管理されていますか、その情報にアクセスできる職員はどのような範囲ですか。</p>	<p>他市と比較して情報の管理状況の相対的な把握および管理方法の変更の可能性について調べるため。</p>	<p>資料⑧ (契約課)</p> <p>「他市照会回答一覧」</p>
9	<p>入札監視員について</p> <p>入札監視員会議において最低制限価格に近似値で応札があった案件についての意見はあったのか。</p>	<p>※前回の会議での質問</p>	<p>資料⑨ (契約課)</p>